

議第 4 1 号から 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
議第 4 5 号まで に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に
関する基準等の一部改正に係る条例の整備について

1 改正の経緯

障害福祉サービス事業者や障害者支援施設等の人員，設備，運営等に関する基準等については，国が定めた基準に沿って，地方公共団体が条例で定めることとされています。この度，社会保障審議会障害者部会の審議を踏まえ，障害福祉サービス等報酬に係る改定と併せて，国の基準を定めた関係省令（以下「関係省令」といいます。）について所要の改正が行われたことに伴い，関係条例の整備を行うものです。

2 関係議案

- (1) 議第 4 1 号 呉市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- (2) 議第 4 2 号 呉市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- (3) 議第 4 3 号 呉市指定障害者支援施設の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- (4) 議第 4 4 号 呉市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- (5) 議第 4 5 号 呉市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

3 主な改正の内容

関係省令の主な改正内容及びこれに伴い改正が必要となる条例に係る議案は，次のとおりです。

(1) 全サービスに共通するもの

ア 意思決定支援を推進するための方策及び意思尊重の明確化

意思決定支援の推進や意思尊重を明確化する観点から，次の見直しを行うこととされました。

- (7) 障害福祉サービスや施設障害福祉サービスの提供に当たっては，利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう，利用者の意思決定の支援に配慮することとされました。

また，指定障害児通所支援においては，障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう，障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならないこととされました。

- (4) サービス提供責任者又はサービス管理責任者は，利用者の自己決定の尊重を原則とした上で，利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場

合には、適切に利用者への意思決定支援が行われるよう努めなければならないこととされました。

- (ウ) 児童発達支援管理責任者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならないこととされました。

イ 相談支援の充実等

障害者や障害児の状況を踏まえたサービス等利用計画を作成する観点から、居宅介護支援計画等及び個別支援計画について、当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援又は指定障害児相談支援を行う者（以下「指定特定相談支援事業者等」といいます。）にも交付しなければならないこととされました。

（議案）

議第４１号、議第４２号、議第４３号、議第４４号及び議第４５号

(2) 訪問系サービスに関するもの

管理者の兼務範囲の明確化

事業所の管理上支障がない場合には、同一敷地内等に限らず、他の事業所等の職務に従事することができることとされました。

（議案）

議第４１号

(3) 訪問系サービス以外の障害福祉サービスに関するもの

ア 個別支援計画作成業務における利用者等の意思尊重の明確化

- (7) サービス管理責任者は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならないこととするとともに、利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）に当たり、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならないこととされました。

- (4) サービス管理責任者が担当者等を招集して行う会議（個別支援会議）について、利用者本人が参加するものとし、また、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認することとされました。

（議案）

議第４１号及び議第４２号

イ 生活介護

人員配置基準の見直し

高次脳機能障害等の後遺症により言語障害を有する者等の支援のため、理学療法士・作業療法士のほかに、言語聴覚士を加えることとされました。

（議案）

議第４１号及び議第４２号

ウ 自立訓練（機能訓練）

(7) 人員配置基準の見直し

高次脳機能障害等の後遺症により言語障害を有する者等の支援のため、理学療法士・作業療法士のほかに、言語聴覚士を加えることとされました。

(議案)

議第41号及び議第42号

(4) 指定基準の見直し

介護保険の通所リハビリテーション事業者、病院又は診療所が、基準該当自立訓練（機能訓練）の事業を提供することを可能とし、通所リハビリテーション事業者が当該事業に関して満たすべき基準を定めることとされました。

また、共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者が当該事業に関して満たすべき基準を定めることとされました。

(議案)

議第41号

エ 就労選択支援

(7) 人員に関する基準の制定

a 事業所に置くべき就労選択支援員の数は、事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上とし、就労選択支援員は、原則として、専ら事業所の職務に従事する者でなければならないこと等とされました。

b 指定就労選択支援の事業について、事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならないこと等とされました。

(議案)

議第41号及び議第42号

(4) 設備に関する基準の制定

事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営に必要な設備を設けなければならないこと等とされました。

(議案)

議第41号及び議第42号

(4) 運営に関する基準の制定

a 事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、指定の申請の日前3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると市長が認める事業者でなければならないこととされました。

b 就労に関する適性、知識及び能力の評価、意向や経験、必要な配慮や支援及び適切な選択のために必要な事項の整理（以下このエにおいて「アセスメント」といいます。）に当たり、障害者就業・生活支援センター等がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、事業

者は、当該同様の評価及び整理をもって、アセスメントの実施に代えることができることとされました。

この場合において、cの会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、障害者就業・生活支援センター等に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができることとされました。

- c 事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」といいます。））を活用して行うことができるものとします。）を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとされました。
- d 事業者は、アセスメントの結果を作成した際には、当該結果に係る情報を利用者及びその家族並びに指定特定相談支援事業者等に提供しなければならないこととされました。
- e 事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならないこととされました。また、事業者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」といいます。）第89条の3第1項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するように努めなければならないこととされました。

（議案）

議第41号及び議第42号

(I) 定員規模に関する基準の制定

事業所は、10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならないこととされました。

（議案）

議第42号

オ 就労移行支援

(7) 定員規模の見直し

事業所の利用定員規模と利用状況の実態との乖離が生じていることに鑑み、定員規模を20人以上から、10人以上に見直すこととされました。

（議案）

議第42号

(4) 就労選択支援に関する情報提供

事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとされました。

(議案)

議第 4 1 号及び議第 4 2 号

カ 就労継続支援 A 型

事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとされました。

(議案)

議第 4 1 号及び議第 4 2 号

キ 就労継続支援 B 型

(7) 自立支援給付を工賃に充当することの禁止

工賃の支払に要する額は、原則として、自立支援給付をもって充ててはならないこととされました。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでないこととされました。

(議案)

議第 4 1 号

(4) 就労選択支援に関する情報提供

事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとされました。

(議案)

議第 4 1 号及び議第 4 2 号

ク 就労定着支援

地域において必要な就労定着支援事業を利用できるようにする観点から、障害者就業・生活支援センター（障害者就業・生活支援センターからその業務の委託を受けた者を含みます。）を、実施主体として追加することとされました。

(議案)

議第 4 1 号

ケ 自立生活援助

(7) 人員配置基準の緩和

相談支援事業所において提供される地域相談支援との支援の継続性の確保や自立生活援助の整備を促進する観点から、指定地域移行支援事業者又は指定地域定着支援事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域移行支援又は指定地域定着支援の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合には、当該事業所に配置された相談支援専門員を自立生活援助のサービス管理責任者とみなすことができることとされました。

(4) サービス管理責任者の配置基準の緩和

サービス管理責任者を常勤専従で事業所に配置する場合には、配置基準を利用者 60 人に対し、1 人とするものとされました。

(ウ) 実施主体の拡充

実施主体に係る規定を削り、実施主体を拡充することとされました。

(イ) テレビ電話装置等の活用による支援の拡充

事業者は、利用者の居宅の訪問によるほか、テレビ電話装置等を活用することにより、障害者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な援助を行うことができることとされました。

(議案)

議第41号

コ 共同生活援助

(7) 一人暮らし等を希望する者に対する支援や退去後の相談等が支援に含まれることの明確化

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号。以下「改正法」といいます。）による法の一部改正により、共同生活援助の支援内容として、一人暮らし等を希望する者に対する支援や退去後の相談等が含まれることが明確化されたことを踏まえた改正を行うこととされました。

(イ) 地域連携推進会議の開催及び事業の運営に係る状況の報告

事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとし、以下この号において「地域連携推進会議」といいます。）を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないこととされました。また、事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議の構成員が指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならないこととされました。

(ウ) 地域連携推進会議での要望、助言等についての記録作成及び公表

事業者は、(イ)の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならないこととされました。

(イ) 指定共同生活援助の質に係る第三者評価を受け、評価の実施状況を公表した場合の(イ)及び(ウ)の適用除外

(イ)及び(ウ)については、事業者がその提供する指定共同生活援助の質に係る第三者による評価を受け、当該評価の実施状況を公表している場合等には、適用しないこととされました。

(オ) 新興感染症の発生時等の対応を行う医療機関との連携

新興感染症の発生時等に事業所内の感染者への診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築するため、指定共同生活援助事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第96号）第3条の規定による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（以下「第二種協定指定医療機関」といいます。）との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り

決めるよう努めなければならないこととされました。また、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならないこととされました。

(カ) 個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例的取扱いの延長

指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例的取扱いを令和9年3月31日まで延長することとされました。

(キ) 経過措置

(イ) 及び(ウ) の地域連携推進会議の設置及び地域連携推進会議における報告、要望、助言等の記録の作成及び公表については、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間、努力義務とされました。

(議案)

議第41号

(4) 障害者支援施設に関するもの

ア 個別支援計画作成業務における利用者等の意思尊重の明確化

(7) サービス管理責任者は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならないこととするとともに、イ(ウ) の地域移行等意向確認担当者が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえるものとされました。

また、利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）に当たり、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならないこととされました。

(4) サービス管理責任者が担当者等を招集して行う会議（個別支援会議）について、利用者本人やイ(ウ) の地域移行等意向確認担当者が参加するものとし、また、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認することとされました。

イ 地域移行支援を推進するための取組

地域移行支援を推進するための取組として、次のとおり見直しが行われました。

(7) 指定障害者支援施設は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならないこととされました。

(4) 指定障害者支援施設は、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己

決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならないこととされました。

- (ウ) 指定障害者支援施設は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認（以下「地域移行意思確認等」といいます。）を適切に行うため、地域移行意思確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならないこととされました。
- (イ) 地域移行等意向確認担当者は、アセスメントの際に地域移行意思確認等において把握又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならないこととされました。

また、地域移行意思確認等に当たっては、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならないこととされました。

ウ 支援の質の確保

- (7) 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設入所支援について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。以下この号において「地域連携推進会議」といいます。）を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないこととされました。

また、指定障害者支援施設は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議の構成員が指定障害者支援施設を見学する機会を設けなければならないこととされました。

- (イ) 指定障害者支援施設は、(7)の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならないこととされました。
- (ウ) (7)及び(イ)については、指定障害者支援施設がその提供する施設入所支援の質に係る第三者による評価を受け、当該評価の実施状況を公表している場合等には、適用しないこととされました。

エ 人員配置基準の見直し

高次脳機能障害等の後遺症により言語障害を有する者等の支援のため、理学療法士・作業療法士のほかに、言語聴覚士を加えることとされました。

オ 新興感染症の発生時等の対応を行う医療機関との連携

新興感染症の発生時等に事業所内の感染者への診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築するため、指定障害者支援施設は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならないこととされました。また、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならないこととされました。

(議案)

議第43号及び議第44号

(5) 障害児通所支援

ア 障害児通所支援に共通するもの

- (7) 児童発達支援管理責任者は、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう支援内容を検討しなければならないこととされました。
- (4) 児童発達支援管理責任者が担当者等を招集して行う会議（個別支援会議）について、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で開催し、個別支援計画の原案について意見を求めることとされました。

イ 児童発達支援・放課後等デイサービスに共通するもの

- (7) 事業者は、こどもの特性を踏まえた支援の確保と適切なアセスメントの実施の観点から、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス（以下「指定児童発達支援等」といいます。）の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援内容としなければならないこととされました。
- (4) 事業者が行う種々の取組状況等に関する自己評価・保護者による評価について、運用の標準化と徹底を図る観点から、自己評価を事業所の従事者による評価も受けた上で行うことや、自己評価及び保護者評価並びに改善の内容を公表することに加えて保護者にも示すこととするなど、実施方法が明確化されました。
- (ウ) 事業者は、総合的な支援と支援内容の見える化を進める観点から、事業所ごとに、心身の健康等に関する領域とのつながりを明確化した事業所全体の支援内容を示すプログラムの策定・公表をしなければならないこととされました。
- (イ) 事業者は、障害児が指定児童発達支援等を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包摂（以下「インクルージョン」といいます。）の推進に努めなければならないこととされました。
- (オ) 児童発達支援管理責任者が作成する個別支援計画の原案の作成等においては、支援の具体的な内容と心身の健康等に関する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた指定児童発達支援等の具体的な内容を定め

なければならぬこととされました。

ウ 児童発達支援

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）により、多様な障害児が身近な地域で支援を受けられる体制整備を促進する観点から、児童福祉法（昭和22年法律第164号）における「医療型児童発達支援」について、「児童発達支援」に一元化する改正が行われたことを踏まえ、本基準においても同様に「医療型児童発達支援」を「児童発達支援」に一元化するとともに、既存の児童発達支援における人員・設備基準等の3類型（障害児、難聴児、重症心身障害児）の区分についても、主として難聴児又は重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターに限ります。）以外の人員・設備基準等に合わせる形で一元化することとされました。

エ 居宅訪問型児童発達支援

- (7) 事業者は、こどもの特性を踏まえた支援の確保と適切なアセスメントの実施の観点から、サービスの提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援内容としなければならないこととされました。
- (4) 事業者は、総合的な支援と支援内容の見える化を進める観点から、事業所ごとに、心身の健康等に関する領域とのつながりを明確化した事業所全体の支援内容を示すプログラムの策定・公表をしなければならないこととされました。
- (4) 児童発達支援管理責任者が作成する個別支援計画の原案の作成等においては、支援の具体的な内容と心身の健康等に関する領域との関連性を踏まえたサービスの具体的な内容を定めなければならないこととされました。

オ 保育所等訪問支援

- (7) 事業者は、事業所ごとにその提供する指定保育所等訪問支援の質及びその改善について、指定保育所等訪問支援事業所の従事者による評価を受けた上で、自己評価を行うとともに、当該事業者を利用する障害児の保護者及び訪問先の施設による評価を受けて、その改善を図らなければならないこととされました。
- (4) 事業者は、おおむね1年に1回以上、自己評価、保護者評価及び訪問先の施設評価並びに改善の内容を、保護者に示すとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならないこととされました。
- (4) 事業者は、障害児がサービスを利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、インクルージョンの推進に努めなければならないこととされました。
- (1) 児童発達支援管理責任者が作成する個別支援計画の原案の作成等においては、インクルージョンの観点を踏まえた指定保育所等訪問支援の具体的な内容を定めなければならないこととされました。

(議案)

(6) その他

その他所要の規定の整理をします。

【用語解説】

障害福祉サービス	<p>障害者又は障害児を対象とした，サービス等利用計画（ケアプラン）に基づき利用するサービスです。</p> <p>※該当するサービス：居宅介護，重度訪問介護，同行援護，行動援護，重度障害者等包括支援，短期入所，療養介護，生活介護，施設入所支援，自立生活援助，共同生活援助，自立訓練（機能訓練・生活訓練），宿泊型自立訓練，就労移行支援，就労継続支援A型，就労継続支援B型，就労定着支援</p>
施設障害福祉サービス	<p>障害者支援施設で行われる施設入所支援と生活介護，自立訓練，就労移行支援又は就労継続支援B型を組み合わせたサービスです。</p>
障害者支援施設	<p>その施設に入所する障害者に，入浴，排せつや食事の介護等生活全般の支援をする施設入所支援を行うとともに施設障害福祉サービスを行う施設です。</p>
障害児通所支援	<p>障害児を対象とした，障害児支援利用計画（ケアプラン）に基づき利用するサービスです。</p> <p>※該当するサービス：児童発達支援，放課後等デイサービス，居宅訪問型児童発達支援，保育所等訪問支援</p>
訪問系サービス	
居宅介護（ホームヘルプ）	<p>ホームヘルパーが，自宅を訪問して，入浴，排せつ，食事等の介護，調理，洗濯，掃除等の家事，生活等に関する相談や助言など，生活全般にわたる援助を行います。</p>
重度訪問介護	<p>重度の肢体不自由又は重度の知的障害若しくは精神障害があり常に介護を必要とする方に対して，ホームヘルパーが自宅等を訪問し，入浴，排せつ，食事などの介護，調理，洗濯，掃除などの家事，生活等に関する相談や助言など，生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行います。</p>
同行援護	<p>移動に著しい困難を有する視覚障害のある方が外出する際，本人に同行し，移動に必要な情報の提供や，移動の援護，排せつ，食事等の介護のほか，本人が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。</p>
行動援護	<p>行動に著しい困難を有する知的障害や精神障害のある方が，行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護，外出時における移動中の介護，排せつ，食事等の</p>

	介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。
重度障害者等包括支援	常に介護を必要とする方の中でも、特に介護の必要度が高い方に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などのサービスを包括的に提供します。
日中活動系サービス	
短期入所（ショートステイ）	自宅で介護を行っている方が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障害のある方に障害者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。
療養介護	病院において医療的ケアを必要とする障害のある方のうち常に介護を必要とする方に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行います。
生活介護	障害者支援施設などで、常に介護を必要とする方に対して、主に昼間において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。
施設系サービス	
施設入所支援	施設に入所する障害のある方に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。
居住支援系サービス	
自立生活援助	居宅において単身等で生活する障害者につき、定期的な巡回訪問又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むために必要な援助を行うサービスです。
共同生活援助（グループホーム）	障害のある方に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
訓練系・就労系サービス	
自立訓練（機能訓練）	障害のある方などに対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所への通所又は障害のある方の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言などの支援を行います。

	す。
自立訓練（生活訓練）	障害のある方に対して、障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所への通所又は障害のある方の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言などの支援を行います。
宿泊型自立訓練	障害のある方に対して、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上するための支援、生活等に関する相談・助言などの必要な支援を行います。
就労移行支援	就労を希望する65歳未満の障害のある方に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。
就労継続支援A型	企業等に就労することが困難な障害のある方に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行います。
就労継続支援B型	通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち通常の事業所に雇用されていた障害者であって、その年齢、心身の状態その他の事情により引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった方、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった方、その他の通常の事業所に雇用されることが困難な方に対して、生産活動などの機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスです。
就労定着支援	障害者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営む上で、就労に伴う日常生活又は社会生活を支援し、就労定着を促す重要なサービスです。
障害児通所支援	
児童発達支援	地域の障害のある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行います。
医療型児童発達支援	地域の障害のある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行うことに併せて、治療を行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の障害児に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。

居宅訪問型児童発達支援	重度の障害があつて外出が困難な子どもたちが，児童発達支援や放課後等デイサービスと同様のサービスを居宅で受けることができる制度です。
保育所等訪問支援	保育所などを利用中又は利用予定の障害のある児童が集団生活に適應することができるよう，訪問支援員が保育所などを訪問して専門的な支援を行うものです。
相談支援	
計画相談支援	障害福祉サービスの利用申請時の「サービス等利用計画案」の作成，サービス支給決定後の連絡調整，「サービス等利用計画」の作成を行います。また，作成された「サービス等利用計画」が適切かどうかモニタリング（効果の分析や評価）し，必要に応じて見直しを行います。
地域相談支援	地域移行支援として，障害者支援施設等に入所している方又は精神科病院に入院している方など，地域における生活に移行するために重点的に支援を必要としている方に対して，住居の確保などの地域生活に移行するための相談や必要な支援を行います。また，地域定着支援として，単身等で生活する障害のある方に対し，常に連絡が取れる体制を確保し，緊急に支援が必要な事態が生じた際に，緊急訪問や相談などの必要な支援を行います。
障害児相談支援	障害児が障害児通所支援を利用する前に障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助），通所支援開始後，一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行います。
新興感染症	最近新しく認知され，局地的にあるいは国際的に公衆衛生上の問題となる感染症です。 S A R S（重症急性呼吸器症候群），鳥インフルエンザ，ウエストナイル熱，エボラ出血熱など
第二種協定指定医療機関	都道府県が医療措置協定を締結し，感染症発生・まん延時において，発熱外来や宿泊・自宅療養者等の外出自粛対象者の宿泊・自宅療養を行う医療機関です。

4 市の考え方

本市の実情に国が定める基準と異なる基準とすべき事情や特性がないため，国の基準を呉市の基準とします。

5 施行期日

令和6年4月1日（一部については，改正法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日）